「多摩市の学校図書館のこと、お話を聞かせてください。」①こんな学校図書館を考える本を、もうお読みになりましたか。

多摩市立図書館本館再構築基本構想
学校司書さんとの話／聞き取り資料
2016.09.23.



★☆★ 日本図書館協会学校図書館部会第44回夏季研究集会 ★☆★

# 学校図書館が図書館である意味を考える

## ――日常の活動から――

高橋恵美子

8月9日、10日、日本図書館協会学校図書館部会夏季研究集会（杉並大会）が宮崎県康福祉大学を会場に開催された。参加者は95名。

集会テーマは「学校図書館が図書館である意味を考える－日常の活動から－」である。来賓として、高崎健康福祉大学人間発達学部学部長香部美生氏、新潟県立燕岡中央高等学校学校長町田仁氏のお二人から挨拶が行われた。

★

1日目、最初に部会報告「学校図書館をめぐる状況」が「図書館年報」編集委員根岡秀法氏より行われた。教育施策関連、学校司書法制化、学習法「改正」後、文部科学省の学校図書館法関連施策などの各項目に従っての説明である。学校司書の委託・派遣に関しては、「改正学校図書館法Q＆A」のQ7の文面、3月10日の衆議院予算委員会審議についてもふれ、また協会内に学校図書館職員問題検討会が発足したことも報告された。

記録は同一ではないとの記述がみられるようになった点からはじまった。

この講演では資料収集・提供の自由をとりあげた。資料収集・提供をめぐる問題には「バトルロワイヤル」「ごっきのえほん」「はだしのゲン」、教科書検定基準の改定がある。一方学校司書の労指・査定の検討がはじまる状況があり、学校図書館に図書館の自由を受け入れる用意はあるか、学校図書館と図書館の自由の観和性を考えたい、とのことだった。

学校図書館関係者の図書館の自由に対する批判には、誤解があるのではないかとの視点から、知る自由・知る権利に関わる論点1、資料収集・提供に関わる論点2、「健全な教養の育成」に関わる論点3をあげ、それぞれについて述べられた。

論点1では、「誰だ　ハックにいちゃもんつける　のは」を例に、知る自由・知る権利の本来の対象は政治的な言論や基本的人権を守るために必要となる情報と説明できるが、「俗悪な」資料を学校図書館が集めることは、その資料の存在が図書館の自由を支える自由な知的雰囲気につながることを考えれば無意味とは言えないこと、資料の良い部分に着目した取り扱いが重要である。

論点2では、リクエストをとりあげ、教育の自律性は図書館にも適用されるとして、図書館側に逆志の権限があること、「自由宣言」は利用者を見て選書を行うことを求めている。

論点3、学校図書館法にある「健全な教養の育成」に関して、図書館法との対比から「健全」性というキャップがあるため、図書館の自由は学校図書館にはなじまないとする意見もあるが、「教養」＝「幅広い知識」という語義と図書館の自由の関係性を指摘し、「育成」部分に重点を置いて解釈すべきだ、とのことだった。

最後に学校図書館における図書館の自由に対する批判、影響を与えそうな動きを何点かあげ、講演を終えた。

<参加者の声から>

ずっと考えてきた悩書について、少しすっきりしたように思います。生徒の楽しみのために、生徒の知る自由のために、そして教職員の授業のために、この三つのために選書をしていくということでいいのかなと今更ながら思い至りました。学校図書館では教職員はどちらかというとスタッフの立場（利用者とは違うので）。公共図書館の利用者とは違うので、公共図書館からのサービスと同等のものを受けようとしているので、おかしなことになっているのではないかと思いました。

うかがって、納得できるところがいっぱいでした。このお話を現場で自分で語れるようになることがこれからの課題です。

## 2．報告1　学校の中に「図書館」があることの意味を問い続けて

宮浦市立第一中学校　学校司書　矢田純子

集会2日目の2日目は報告3本と研究討議である。報告の最初は宮浦市立第一中学校司書矢田純子氏より行われた。小学校司書の経験15年、中学校は4年目である。学校図書館に勤務しはじめたころは、環境整備に追われる日々だったが、その後、司書同士の研修や座見昇氏の講演などを通して、よりよい図書館サービスを行うために、学校図書館の理論を学んだ。そうするうちに、教育という視点から、学校の中になぜ図書館があるのかを考えるようになった。

利用者である中学生を意識して、小学校図書館で人気だった本を中心に「読みきりすっきりコーナー」を作ったり、オリエンテーションでは、図書館は「個を認める場」「主体的に学ぶ姿勢を応援する場」であると伝えている。また、子どもたちが将来どんな社会人になっていくのかという視点を持ちながら、教諭と共に研究会や校内の会議に参加している。

授業と学校図書館との関わりでは、授業への間接的なレファレンスサービスが、広い意味で子どもの学びにつながっていることの実例をあげた。また前年調べ学習を行っている家庭科、美術科の授業の様子と、担当教諭が図書館や生徒に何を期待しているかのアンケート結果を示された。学校図書館を利用する教諭は、図書館の機能を理解し、生徒にはそれぞれに学ぶ力があると信じていた。

図書館というくくりが集えている特性を教職員に理解してもらうために、さまざまな方法で図書館から発信していることや、生涯学習の視点で、3年生に卒業後に行う「これからの図書館の活用」など、内容を変える報告だった。

<参加者の声から>

・宮浦市立第一中学校　学校司書　矢田純子

集会日程の2日目は報告3本と研究討議である。報告の最初は宮浦市立第一中学校司書矢田純子氏より行われた。小学校司書の経験15年、中学校は4年目である。学校図書館に勤務しはじめたころは、環境整備に追われる日々だったが、その後、司書同士の研修や座見昇氏の講演などを通して、よりよい図書館サービスを行うために、学校図書館の理論を学んだ。そうするうちに、教育という視点から、学校の中になぜ図書館があるのかを考えるようになった。

利用者である中学生を意識して、小学校図書館で人気だった本を中心に「読みきりすっきりコーナー」を作ったり、オリエンテーションでは、図書館は「個を認める場」「主体的に学ぶ姿勢を応援する場」であると伝えている。また、子どもたちが将来どんな社会人になっていくのかという視点を持ちながら、教諭と共に研究会や校内の会議に参加している。

授業と学校図書館との関わりでは、授業への間接的なレファレンスサービスが、広い意味で子どもの学びにつながっていることの実例をあげた。また前年調べ学習を行っている家庭科、美術科の授業の様子と、担当教諭が図書館や生徒に何を期待しているかのアンケート結果を示された。学校図書館を利用する教諭は、図書館の機能を理解し、生徒にはそれぞれに学ぶ力があると信じていた。

図書館というくくりが集えている特性を教職員に理解してもらうために、さまざまな方法で図書館から発信していることや、生涯学習の視点で、3年生に卒業後に行う「これからの図書館の活用」など、内容を変える報告だった。

<参加者の声から>

・芝面市では学校司書はもちろんのこと、図書館を理解し、利用する教員も同時に育ってきている



★ ★

# 霞が関だより

▶第145回　◉文部科学省

## 学校図書館の現状と今後の施策について

学校図書館は、学校での学びの中心として、活用されることが期待される大変重要な施設であり、文部科学省としても今後の学校図書館の発展のために、さまざまな取り組みを行っております。

学校図書館の現状に関して実施した、平成26年5月1日時点の調査結果などを引用しつつ、読書活動の振流と学校図書館の現状と課題や、直近の学校図書館に関する施策について、ご紹介します。

### 1．学校図書館の役割

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、①読書活動の拠点となる読書センター、②授業に役立つ資料を備え学習支援を行う学習センター、③情報活用能力を育む情報センター、の三つの役割を担っています。

学校図書館が充実し、その役割を果たすことで、読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育むことや、授業で読書・新聞等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育むこと、探求的な学習活動等を行い、子供の情報活用能力を育むことなどが期待されます。

また、言語活動、読書活動等の先実を通じ、教員の指導力も向上することや、悩みを抱える子どもの「心の居場所」となることも考えられます。

### 2．平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」

学校図書館に関する行政上の参考とするため、松並的児童青少年課が調査を実施しており、平成26年5月1日時点の調査結果を次のとおり取りまとめました（自治調査は平成24年5月1日時点で実施）。

学校図書館の充実には、図書館資料・人材の双方の充実が必要であることから、本調査結果における人的整備や物的整備などの状況や、それらに関する施策について記載します。

#### (1) 学校図書館における人的整備の状況

①司書教諭の発令状況等

司書教諭の発令状況は、学校図書館法上、必置となる12学級以上の学校においてはほぼ発令されていますが、一部の地方自治体においては、12学級以上の学校であっても発令されていない状況が見られたところであり、法に基づいた対応が求められます。

また、平成9年の法改正により、11学級以下の学校においては当分置かないことができるとされていますが、学校図書館における司書教諭の役割の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保およびその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の活躍がなされるよう引き続き努めることが求められます。

さらに、多くの司書教諭が学級担任等を兼任している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図っていただきたいと考えています。

②「学校司書」の状況

「学校司書」を配置している学校の割合は、小・中学校ではそれぞれ53.1%、53.0%であり前回より増加、高等学校では61.5%であり前回より若干減少しています。学校司書の配置について、平成24年度から毎年度150億円の地方財政措置が講じられています。

平成26年に改正された学校図書館法においては、学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善および向上を図り、児童又は生徒および教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされており、今後もこの改正の趣旨を踏まえた対応が望まれます。

#### (2) 学校図書館における物的整備の状況

学校図書館図書標準を達成している学校の割合は小・中学校でそれぞれ60.2%、52.3%でした（図1参照）。全国の地方自治体のご尽力により、「学校図書館図書標準」を達成する学校の割合が着実に増加していますが、まだ十分な水準に達したとは言えない状況が続いています。これに関しては、学校図書館図書標準の達成を支援するため、平成24年度を初年度とする「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、図書整備に係る措置として、5年間で毎年度約200億円（平成24～28年度）、総額約1,000億円の地方財政措置が講じられているところです。

また、学校図書館に新聞を配備している学校の割合は、小・中学校でそれぞれ36.7%、31.7%であり前回より増加しています（図2参照）。学校教育における新聞の教材としての活用に係る環境を整備するため、平成24年度から、毎年度約15億円（5か年計画で75億円）の地方財政措置が講じられているところです。

学校図書館図書標準の達成状況の推移
（達成している学校の割合）

図1.

各学校における新聞配備率の推移

| | 学校数（A） | 新聞配備学校 | | 新聞配備率（C）＝（B）／（A） |
|---|---|---|---|---|
| | | 学校数（B） | 前年との差（B）－（A） | |
| 小学校 | 平成22年 | 21,188 | 3,585 | 16.9% | 4,697 | 1.3 |
| | 平成24年 | 20,692 | 5,076 | 24.5% | 6,460 | 1.3 |
| | 平成26年 | 20,142 | 7,387 | 36.7% | 9,416 | 1.8 |
| 中学校 | 平成22年 | 9,837 | 1,421 | 14.5% | 2,851 | 2.0 |
| | 平成24年 | 9,720 | 1,842 | 19.0% | 3,350 | 1.8 |
| | 平成26年 | 9,555 | 3,033 | 31.7% | 5,175 | 1.7 |
| 高等学校 | 平成22年 | 3,681 | 3,313 | 90.0% | 9,290 | 2.8 |
| | 平成24年 | 3,602 | 3,246 | 90.1% | 9,176 | 2.8 |
| | 平成26年 | 3,567 | 3,226 | 90.4% | 8,925 | 2.8 |

（小学校数等は平成26年5月1日現在、新聞配備学校数等は平成26年9月1日現在）

図2.

#### (3) 読書活動の状況

全校一斉の読書活動の実施状況については、小・中学校、高等学校でそれぞれ96.7%、88.3%、42.9%であり若干減少も増加しています（図3参照）。

また、全国一斉の読書活動以外の読書活動推進のための具体的な取り組みとしては、

①図書の貸し出しの実施が、小・中学校、高等学校でそれぞれ97.4%、37.5%、14.4%、

②ブックトークの実施が、小・中学校、高等学校でそれぞれ38.3%、25.7%、17.2%、

③記述式コーナー、紹介図書コーナーの設置が、小・中学校、高等学校でそれぞれ76.3%、67.2%、90.7%、

④自然とする読書量の設定が、小・中学校、高等学校でそれぞれ50.6%、28.3%、17.1%、

となっており、それぞれの取り組みにおいて、前回より増加しています。

さらに、読書への意欲に関わる取り組みの状況については、ボランティアを活用している学校数の割合が、小・中学校、高等学校でそれぞれ81.1%、28.1%、2.9%となっており、前回と比べて、小学校では増加、中学校では横ばい、高等学校では若干減となっています。

全校一斉の読書活動の実施状況



図3.

### 3．学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議

学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な施設です。先に述べた学校図書館の役割に加え、近年では、読書活動の重要のために利用されることに加え、高等学校やNIE（Newspaper in Education）、また、国民や社会、文化などさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、「アクティブ・ラーニング」を実現していく役割も期待されています。

また、①主体的に考え話し合いにおいて、学校司書の専門性を発揮するため、その資格・養成の在り方等について検討を重ねるとともに、②教育の質の向上のために利用者の意見を反映するマクロな視点で、有識者等の協力を得て、学校図書館の活用に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、現状を踏まえるための一定の指針を得るため、平成27年6月、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、現在、議論を進めているところです。

[NDC 10・017・ISSN・学校図書]

○「図書館雑誌」近年の学校図書館特集、リードのタイトルがキャッチーで、ドキリとします。
「学校司書のちからと養成教育」報告者の松本直樹先生は、多摩市図書館協議会の会長です。。

図書館雑誌 The Library Journal
2014⑤ Vol.108 No.5

VOL.108 NO.5 CONTENTS

●表紙宝のフォト・ギャラリー ―― 301
窓●どっちが宮崎、非宮崎？ ―― 丸地真人 304
こちら図書館の自由●
同書館の法律顧問・「法文対応」の事例から ―― 山家晃夫 307
●NEWS ―― 305
書知度 ― 308／新聞切抜帳 ― 310
●新館紹介 ―― 312

[小特集]
①シニア世代と図書館
高齢社会における図書館サービス・ニーズ・ユイズと図書館 ―― 香澤少議 313
図書館で「自分史講座」シニア世代の生きがいづくりを応援します！
―次期市立千里図書館からの提言 ―― 公喜直美・梅田求大 316
老後をいきいきと健康に！－高知県図書館のいきいきライフに従サービス
―― 塚井美幸子 318
シニア世代が自ら「成人学習を」－読書のまち八王子の実現に向けて
―― 松尾 隆 320
②学校図書館専門職員をめぐる研究会報告
「学校司書」のちからと養成教育を考える ―― 松本直樹 322
「学校図書館関係科目担当大学教員研究会」開催の概要 ―― 森田盛行 325
「学校図書館専門職の専門性」とは－カリキュラムと集合知で検討し専門性を
考える ―― 岡田大輔・松崎博子・花田知佳・吉田明日香・柴田正美 328
[日本図書館協会 四国ブロックの集い] を開催して ―― 宇山博子 334
日本図書館協会 東海地区会員のつどいを開催して ―― 前海弘之 335
第4期（2014年度）日本図書館協会認定司書名簿及び書室（報告）
―― 日本図書館協会認定司書書室会 337
霞が関だより●第127回
子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（16人）表彰を開催しま
した。 ―― 文部科学省 331

●編集委員会
（委員長）
石井 敦（日本医科大学教授）
（委員）
岸 純信（千葉県立中央図書館）
中村佳彦（文教大学准教授）
笹谷淑子（元日本大学教授）
佐谷恵一（元国立国会図書館）
柴田正美（元国立国会図書館）
関野 樹（元白百合大学）
三浦太郎（日本大学文理学部准教授）
青木芳治（静岡県立中央図書館）
山内 薫（元国立国会図書館）
渡邊美樹（元国立国会図書館）
●事務局スタッフ
寺 善大・羽子田恵子

●今月の表紙
『Mia』

●表紙デザイン・戸塚隆至2014



●○○小特集②★学校図書館専門職員をめぐる研究会報告○○●

# 「学校司書」のちからと養成教育を考える

松本直樹

## 1．はじめに

2013年、文部科学省に「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」）が設置され、また、国会では学校図書館法に「学校司書」の名称を明文化する動きがあるなど、「学校司書」の意義・役割や資質・能力が話題となっている。

こうした中、2013年12月14日、日本図書館協会にて「『学校司書』のちからを考える」と題し、日本図書館協会の学校図書館部会と図書館学校育部会が合同研究集会を開催した。集会では、学校司書の活動状況や実践事例の報告をとおして学校司書が学校図書館の運営や学校の教育活動に果たしている役割を明らかにするとともに、学校司書に必要な資質・能力、そして育成のための教育を考えることを目的とした。当日の参加者は65名であった。以下、講演と報告の内容を中心に報告する。

## 2．講演・報告

### 2.1．講演「学校司書に今期待されるもの」

平久江祐司氏（筑波大学図書館情報メディア系教授）

学校図書館の専門職制度に関する法制は、1980年の「学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する法律案要綱（以下「改正案要綱」）を原型として、現場の活動や要請を意識するトップダウン・アプローチから、社会的要請を意識するトップダウン・アプローチへと転換してきた、講者としては、司書教諭と学校司書の「二職併置論」、「専門司書教諭論」などが位置づけられる。後者としては、「情報専門職論」などを位置づけることができる。

1995年以降の学校司書の問題に影響を与えたと思われる放策・提言の中でも、協力者会議提言への関心は高い。協力者会議では、(1)学校図書館の情報センター機能を学習センター機能から区分し、情報リテラシーの育成や「教育の情報化ビジョン」（2011）に対応させる、(2)学校図書の役割を「間接的支援に関する放務」「直接的支援に関する放務」「教育指導への支援に関する放務」の三つに分け、現場で教育支援に従事する学校司書の実活をその役割に反映させる、(3)学校司書の役割の専門性に必要な知識・技能を明示する、(4)学校図書館に係わる校長等の管理職や教育委員会の役割について言及する、等を議論している。

学校司書の配置では、小中学校と高等学校とで、配置状況・処遇に差が見られる。特に小学校においては雇用条件に「司書資格」「司書教諭資格」等の資格を求めるものから「条件なし」も少なからずある等が指摘でき、校種間や地域間で差が見られる。

以上の点を踏まえた上で、学校司書の課題としては、非常勤職員が多いこと（小中学校と高等学校の雇用形態等）、専任と複数校兼務の勤務形態の格差等を挙げることができる。また、学校司書に今後、期待されることとして質の確保が挙げられる。そのためには、(1)司書・司書教諭資格を持った学



●○○小特集②★学校図書館専門職員をめぐる研究会報告○○●

# 「学校図書館専門職の専門性」とは

## ――カリキュラムを集合知で検討し専門性を考える――

岡田大輔・松崎博子・花田知佳・吉田明日香・柴田正美

## 1．はじめに

日本図書館研究会図書館学教育研究グループでは、図書館員養成を主とする、図書館学教育をテーマとして研究を行っている。図書館学教育の理論は、常に図書館の目的・役割・機能と深く結びついている。

ここ2、3年は学校図書館を中心に研究を進めてきた。大学の教員ばかりではなく、現場で働かれている方の参加も多い。

本稿では、学校図書館専門職の専門性を見いだすために合宿形式で研究会を行ったこと、読成・研修カリキュラムの検討のために、現在、「テスト問題」を素集していることを報告する。

## 2．学校図書館専門職の養成・研修カリキュラム、専門性の検討

### 2.1　学校図書館専門職

学校図書館専門職とは、学校図書館で働く人全体を指している。司書教諭、学校司書などの区別はあえてせず、学校図書館で働く人全体に対して何を教える必要があるかをまず検討している。

### 2.2　カリキュラムを検討する理由

私たちは、カリキュラムを検討することで、最終的には、

・学校図書館で児童生徒にどのような教育をするのか

・学校図書館専門職の専門性

を見いだすことを目指している。

カリキュラムの検討は手段であり、研究を進めていく中で、司書教諭と学校司書はどう役割分担するのか、そもそも役割分担できるのかなどが明らかになればと考えている。

### 2.3　カリキュラムと評価方法は同一

カリキュラムには、何を教え、何を教えないかが示される。学校図書館で働く際に必要なこと（専門学）は、教えなくてもできることは除いてなるべく教えておきたい。また、教えたことが本当に学生に身についたか、テストやレポートなど何らかの形で確認される必要がある。つまり、以下の四つは本来同じであることが望ましい。

・学生が身に付けるもの＝「目標」

・カリキュラム

・授業内容

・テストやレポートなどの「評価方法」

### 2.4　テストを作って目標を明確にする

上述のとおり、カリキュラムとテストは同じ内容であるので、テストから先に考えても不都合はない。

最初にテストの作成を進めることにした。これは、インストラクショナル・デザインという教育学の手法を用いている。

一般的に、テストは授業開始後、学生の様子等を見ながら作成する。しかし、今回は、授業を行う前、シラバスを作成する前にテストを作成している。

これは、たとえば、「目標　自由宣言を理解する」と目標で設計するのではなく、

テスト　教諭先生から「多忙者の表彰のため貸出記録を見せてほしい」と言われた時の、あなたがとるであろう行動とその理由を1000字以内で書きなさい。

と、テストを作成し検討することで、学生に何を教えるのか、どこまで求めるのか、をある程度明確にすることができるからである。また、カリキュラムを検討する各自がテストを持ち寄ることで、



★ ★

# 霞が関だより

▶第145回　◉文部科学省

## 学校図書館の現状と今後の施策について

学校図書館は、学校での学びの中心として、活用されることが期待される大変重要な施設であり、文部科学省としても今後の学校図書館の発展のために、さまざまな取り組みを行っております。

学校図書館の現状に関して実施した、平成26年5月1日時点の調査結果などを引用しつつ、読書活動の振流と学校図書館の現状と課題や、直近の学校図書館に関する施策について、ご紹介します。

### 1．学校図書館の役割

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的とするものであり、①読書活動の拠点となる読書センター、②授業に役立つ資料を備え学習支援を行う学習センター、③情報活用能力を育む情報センター、の三つの役割を担っています。

学校図書館が充実し、その役割を果たすことで、読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育むことや、授業で読書・新聞等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育むこと、探求的な学習活動等を行い、子供の情報活用能力を育むことなどが期待されます。

また、言語活動、読書活動等の先実を通じ、教員の指導力も向上することや、悩みを抱える子どもの「心の居場所」となることも考えられます。

### 2．平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」

学校図書館に関する行政上の参考とするため、松並的児童青少年課が調査を実施しており、平成26年5月1日時点の調査結果を次のとおり取りまとめました（自治調査は平成24年5月1日時点で実施）。

学校図書館の充実には、図書館資料・人材の双方の充実が必要であることから、本調査結果における人的整備や物的整備などの状況や、それらに関する施策について記載します。

#### (1) 学校図書館における人的整備の状況

①司書教諭の発令状況等

司書教諭の発令状況は、学校図書館法上、必置となる12学級以上の学校においてはほぼ発令されていますが、一部の地方自治体においては、12学級以上の学校であっても発令されていない状況が見られたところであり、法に基づいた対応が求められます。

また、平成9年の法改正により、11学級以下の学校においては当分置かないことができるとされていますが、学校図書館における司書教諭の役割の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保およびその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の活躍がなされるよう引き続き努めることが求められます。

さらに、多くの司書教諭が学級担任等を兼任している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図っていただきたいと考えています。

②「学校司書」の状況

「学校司書」を配置している学校の割合は、小・中学校ではそれぞれ53.1%、53.0%であり前回より増加、高等学校では61.5%であり前回より若干減少しています。学校司書の配置について、平成24年度から毎年度150億円の地方財政措置が講じられています。

平成26年に改正された学校図書館法においては、学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善および向上を図り、児童又は生徒および教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならないとされており、今後もこの改正の趣旨を踏まえた対応が望まれます。

#### (2) 学校図書館における物的整備の状況

学校図書館図書標準を達成している学校の割合は小・中学校でそれぞれ60.2%、52.3%でした（図1参照）。全国の地方自治体のご尽力により、「学校図書館図書標準」を達成する学校の割合が着実に増加していますが、まだ十分な水準に達したとは言えない状況が続いています。これに関しては、学校図書館図書標準の達成を支援するため、平成24年度を初年度とする「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、図書整備に係る措置として、5年間で毎年度約200億円（平成24～28年度）、総額約1,000億